



9時 7分 受領

令和6年9月4日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 大谷 功

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
○営農型太陽光発電の推進について	営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、農地の上に日照を確保しつつ、トラクターなども動ける高さに太陽光パネルを設置し、農業しながら売電収入を得るもの。農家の減少と農業の衰退が問題となって幾久しい。今年の米騒動も、日本の食料需給が逼迫していることを如実に表している。凶作でもないのに米がない。食料安全保障の立場からもっと農家を守らないと日本は危ういと思っている。しかし農家は生活できる所得が無いと営農を続けられない。特に中山間地では、耕作面積の拡大が難しく零細農家にならざるを得ない、施設園芸で高級な農産物を生産する超集約型農業も成功する可能性はかなり低い。所得の向上に貢献してきた水田活用交付金も見直しが進み、さらに農業の衰退が予想される。今年は米価が上がっているもののまだ経費に見合った価格ではないし、いつまでも続くものではないと見ている。そこで、農家所得の向上のため、営農型太陽光発電で副収入を得て、農業所得と併せて農家所得を安定させ、農業と農村を守っていくよう、営農型太陽光発電の町内推進を目指した研究に取り組むべきと思うが、町長の考えを伺う。	町長
	発言時間 約 15	分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和 6 年 9 月 4 日

9 時 11 分 受領

令和 6 年 9 月 4 日

伊根町議会議員 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 山根 朝子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
紙の保険証廃止への対応について	2023年6月2日に「マイナンバー法等改正案」が国会で成立し、2024年12月2日をもって保険証の新規発行が終了することになった。改正法によって変更になるのは①紙の保険証を廃止する代わりにマイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」を使った「オンライン資格確認」が「原則」となる。②マイナンバーカードを持っていない人、カードを保険証と紐づけしていない人は本人の申請によって保険者から最大1年間の有効期限である「資格確認書」が交付され、マイナ保険証がなくても受診できる。③国民健康保険の短期被保険者証・資格証明書は廃止される。 マイナンバーカードを作るかどうかは任意であるのにマイナンバーカードを持たない者から従来の保険証を取り上げ申請により資格確認書を交付するシステムは国民皆保険制度を後退させるものに他ならない。従来の保険証廃止に伴って今後懸念される問題について質問を行う。 ① 現保険証の期限が切れる2025年3月31日以降最大1年間の有効期限となる「資格確認書」は国の責任で個人の申請がなくても交付され、その期限が切れた後は本人の申請が必要といわれている。しかし2022年8月4日の岸田首相は記者会見で「当分の間、マイナ保険証を保有していない方に申請によらず資格確認書を交付する、有効期限も最長1年から5年に延長すると表明したが、有効期限を何年にするかは自治体が決めることになるのか。本人の申請がなくてもこれまで通り、時期が来たら資格確認書が交付されるのか。	町長

発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。

令和 6 年 9 月 4 日
時 分 受領

令和 6 年 9 月 4 日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 山根 朝子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	② マイナ保険証を利用する人には「資格情報のお知らせ」が交付されることになる。前回行った一般質問の町長答弁では保険証に紐づけされた方の実数は自治体では把握が不可能ということであった。それでは、どのように対応されるのか。国が交付することになるのか。自治体が交付するのであれば12月2日までに交付が完了するのか。 ③ 紙の保険証の廃止とともに「短期被保険者証」も廃止になるといわれている。オンライン資格確認により患者が保険料滞納者であることが分かるようになっており、新たな資格確認書にも十割負担の対象者であることが記載される予定であるといわれている。これまで自治体は保険料の支払いが滞っている被保険者に寄り添い相談しながら滞納解決を目指して取り組んできたが、保険料の支払いの有無がダイレクトに医療保障とリンクされてしまうことになる。医療費十割の自己負担は受診を遅らせ、命を危険にさらすことにもなりかねない。特別な事情を抱える住民の生活と健康を守るために自治体としての役割を果たすため、どのように取り組まれるのか。	町長

発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和6年9月 4日
9時 20分 受領

令和 6年 9 月 4 日

伊根町議会議長 佐戸仁志 様

伊根町議会議員 上辻 亨

㊟

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
熱中症対策について。	令和6年4月から改正気候変動適応法に基づき、熱中症について深刻な健康被害が発生するおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表されることになりました。今年の夏は35度以上の猛暑日が続いたり、地域によっては40度前後の酷暑になったりと猛暑日の日数も過去最高となりそうでもあり、今後も毎年、災害級の暑さとなることが心配されております。 町民の皆さんも熱中症にならないように水分補給や体調管理等、気をつけておられると思いますが、熱中症から町民の命を守る為の実効性ある対策が必要と考えますが当町ではどのような熱中症対策を行っているのでしょうか。また、徒歩、自転車通学している小中学校の生徒、通学時の熱中症対策はどのようにされているのでしょうか。また今年、当町で今日まで熱中症により救急搬送された方はおられるのでしょうか。 現在、電気料金を含めた物価の高騰が深刻な中、熱中症から町民の命を守る為に一人暮らしの方や高齢者世帯の方に電気代の支援やエアコン設置補助等を考えますが町長の考えをお聞きしたい。	町長

発言時間 約 1 5
分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。